

令和3年12月28日

豊島区社会福祉事業団

新型コロナウイルス感染症への対応について

面会、ボランティア、実習生の受け入れ、会議室の利用等について、令和4年1月より以下の対応といたします。(令和3年12月と変更ありません)

当面1月末までとし、2月以降の対応については、1月中に改めてお知らせします。

1. 特養、グループホームなどの入所施設

- ・面会について⇒【別紙1】をご覧ください。
- ・ボランティアの受け入れは引き続き中止します。
- ・実習生の受け入れは、高齢者総合相談センターと同様とします。

2. デイサービスなど通所施設

- ・ボランティアの受け入れは、利用者との接触がない、あるいは距離が離れた活動は可とします。
- ・実習生の受け入れは、高齢者総合相談センターと同様とします。

3. 会議室の貸し出し

- ・当法人が主催又は運営する事業、包括が関わる会議等に限り可能とします。

4. 高齢者総合相談センター

- ・介護予防サロン、おとな食堂等のボランティアについては、規模を縮小するなど対策を工夫できる場合、受け入れを可とします。
- ・実習生の受け入れは、感染防止策の徹底を条件として、利用者との接触がない、あるいは距離を離しての活動に限り可とします。

5. 傾聴ボランティアステーション

- ・傾聴コーナー「ひだまり」、個別訪問ボランティアについては、規模の縮小、場所の工夫、利用者との距離の確保などができる場合、可とします。

6. 認知症カフェ

- ・そよ風カフェ かもん(菊かおる園ケアハウス棟)は、規模の縮小、場所の工夫、利用者との距離の確保などができる場合、可とします。
- ・そよ風カフェ ひまわり(風かおる里)は、引き続き中止します。

【別紙1】

入所施設における家族の面会について

以下により、対面面会を再開します。

○ワクチンの接種状況、事前の検温と健康状態の聞き取りを行い、発熱等の症状がないことを確認のうえ、マスクの着用、手洗い、消毒の実行を徹底します。

○面会の際、身体的接触を伴う行動は禁止します。

○感染拡大や感染拡大傾向がみられた場合は、中止することとします。

(1) 特養

① パーテーション越しの面会とします。

② 一日当たりの面会の件数は、LINE 面会を含め、現状の件数（3～4件）とします。

また、面会者は2名程度までとします。

③ 面会は平日のみとし、年末年始は行わないこととします。

④ 再開日は各施設の状況に合わせてすることとし、準備ができ次第とします。

(2) グループホーム、ケアハウス

① 上記の特養の例に準じて取り扱うこととし、準備ができ次第面会を再開します。

② 感染防止対策を徹底の上、施設の特性、実態に応じた対応を実施することとします。

※面会の再開状況等について、詳しくは、下記の各施設等にお問い合わせください。

お問い合わせ先

【特別養護老人ホーム】

アトリエ村 03-5965-3400

風かおる里 03-5982-1021

菊かおる園 03-3576-2266

【グループホーム】

小菊の家 03-5980-0866

【ケアハウス】

菊かおる園 03-3576-2266

【デイサービス】

アトリエ村 03-5965-3404

風かおる里 03-5982-2102

菊かおる園 03-3576-2203

長崎第二豊寿園 03-5966-2564

【高齢者総合相談センター】

アトリエ村 03-5965-3415

菊かおる園 03-3576-2245

東部 03-5319-8703

【傾聴ボランティアステーション】

事業団事務局 03-5980-0294